だ通告されていない割当てに対して生じる又はそうした割当てによって生じる有害な混信の可能性（第9.65号も参照）[14、追14bis]

追 [14bis] 11.32A.2　公称の軌道離角が７度以上の静止衛星通信網の5725-5850MHz（第一地域）、5850-6725MHz及び7025-7075MHz（地球から宇宙）の周波数帯における第9.7号の規定に基づく調整手続、並びに公称の軌道離角が６度以上の静止衛星通信網の10.95-11.2GHz、11.45-11.7GHz、11.7-12.2GHz（第二地域）、12.2-12.5GHz（第三地域）、12.5-12.7GHz（第一地域及び第三地域）及び12.7-12.75GHz（以上、宇宙から地球）並びに13.75-14.5GHz（地球から宇宙）の周波数帯における第9.7号の規定に基づく調整手続に関する第11.32A号の適用に当たっては、決議第762(WRC-15)を適用することとする。その他の場合については、必要に応じ、その方法を特定した上で手続規則に含めることとする。

改　11.44　衛星通信網の宇宙局に対する割当てに関し、通告された使用開始日[20、21、21bis]は、第９条第Ⅱ節の調整に従わない衛星通信網又は衛星通信系については、第9.1号若しくは第9.2号に規定する完全な関連情報を無線通信局が受領した日から遅くとも７年以内又は第９条第Ⅱ節の調整に従う衛星通信網又は衛星通信系については、第9.1A号に規定する完全な関連情報を無線通信局が受領した日から遅くとも７年以内でなければならない。要求される期間内に使用が開始されなかったいかなる周波数割当ても、この期間満了の少なくとも３か月前までに主管庁に通知した後、無線通信局により抹消される。

改 [20] 11.44.1　調整過程の完了以前に使用が開始され、適宜、決議第49(WRC-15、改)又は決議第552(WRC-15、改)に規定するデータが無線通信局に適切に提出されている宇宙局の周波数割当ての場合、第9.1A号の規定に基づく関連情報の受領日から最大７年の間継続して考慮すること。第9.1号又は第9.1A号に関連した第11.15号の規定に基づく当該割当ての記録に関する最初の通告がこの７年間の期間の終了までに無線通信局により受領されない場合には、無線通信局は、６か月前に通告主管庁に通知した後、当該割当てを抹消しなければならない。

追 [21bis] 11.44.3及び11.44B.1　この情報を受領した時及び通告された周波数割当てが第11.44及び／又は第11.44Bに従って使用されていなかったと信頼できる情報が得られた時には、場合に応じて、適宜、第13.6号に規定された協議手続及びそれに続く適切な措置を執ることとする。

改　11.44B　静止衛星軌道の宇宙局の周波数割当ては、その周波数割当ての送信又は受信能力のある静止衛星軌道の宇宙局が通告された軌道位置に90日間継続して配置及び維持された時に、使用が開始されたとみなされる。通告主管庁は、90日間の最終日から30日以内に無線通信局にその旨を通知しなければならない[21bis、22bis]。この規定に従って送付された情報を受領した場合は、無線通信局は、できるだけ速やかにITUのホームページで利用できるようにするとともに、IFICにてそれを公表することとする。決議第40(WRC-15)を適用することとする。

追 [22bis] 11.44B.2　通告情報の受領日より120日以上前の日を使用開始の通告日とする静止衛星軌道の宇宙局への周波数割当てについては、通告主管庁が、通告情報の提出時に、当該周波数の送信又は受信能力のある当該静止衛星軌道の宇宙局が、使用開始の通告日から通告情報の受領日までの期間、連続して配置及び維持されたということを確認できれば、その使用が開始されたものとみなすこととする。

改　11.48　第９条第Ⅱ節の調整に従わない衛星通信網又は衛星通信系については、第9.1号若しくは第9.2号に規定する又は第９条第Ⅱ節に従う衛星通信網又は衛星通信系については第9.1A号に規定する完全な関連情報を受領した日から７年経過した後、衛星通信網に責任を有する主管庁が、その衛星通信網の無線局に対する周波数割当ての使用を開始していないとき、第11.15号の規定に基づく周波数割当ての記録に関する最初の通告を提出しなかったとき又は必要な場合に適宜決議第49(WRC-15、改)若しくは決議第552(WRC-15、改)の規定に基づく手続的真正性の情報を提供しなかったときは、必要に応じて、第9.1A号、第9.2B号及び第9.38号の規定に基づき公表される対応情報は、第11.44号及び第11.44.1号並びに必要な場合には決議第49(WRC-12、改)の第１附属書§10に規定されている期限の少なくとも６か月前までに関係主管庁に通知された後に限り、取り消される。

改　11.49　宇宙局に対して登録されている周波数割当ての使用を６か月を超える期間休止する場合、通告主管庁は、その使用を休止した日付を無線通信局に通知しなければならない。記録された割当てが使用に復する場合、通告主管庁は、該当するときには第11.49.1号の規定に基づいて、できるだけ早くその旨を無線通信局に通知しなければならない。この規定に従って送付された情報を受領したときは、無線通信局は、できるだけ速やかにITUのウェブサイトで利用できるようにするとともに、無線通信局のIFICにてそれを公表する。記録された割当てが使用に復する日付は[22]、周波数割当ての使用を休止した日から遅くとも３年以内でなければならない。ただし、通告主管庁がその使用を休止した日から６か月以内に使用を休止したことを無線通信局に通知することを条件とする。通告主管庁が周波数割当ての使用を休止した６か月以上後に無線通信局に使用休止を通知した場合、この３年の期間は減ぜられ、６か月の終了日から無線通信局が休止の通知を受けた日の間に経過した日数分を３年の使用休止期間から差し引くこととする。通告主管庁が周波数割当ての使用を休止した日から21か月以上後に無線通信局に休止を通知した場合、周波数割当ては取り消される。

改 [22] 11.49.1　静止衛星軌道の宇宙局の周波数割当てが使用に復する日付は、以下に規定される90日の期間の開始日でなければならない。

静止衛星軌道の宇宙局の周波数割当ては、その周波数割当ての送信又は受信能力のある静止衛星軌道の宇宙局が通告された軌道位置に90日間継続して配置及び維持されたときに、使用に復したとみなされる。通告主管庁は、90日の期間の最終日から30日以内に無線通信局にその旨を通知しなければならない。決議第40(WRC-15)を適用する。

第13条　無線通信局への指示

第Ⅱ節－無線通信局による登録原簿及び世界プランの維持

改　13.6　b)　信頼できる利用可能な情報により、登録されている割当てが使用されていない、もはや使用されない又は付録第４号の規定による通告された要求特性に基づかない使用が継続すると認められたときは、無線通信局は通告主管庁と協議し、割当てが通告された特性に基づいて使用開始されたか又は通告された特性に基づいて使用が継続されているかについて明確化を要求する。なお、当該要求には質問の理由を含めることとする。回答があり通告主管庁の合意に基づいている場合、無線通信局はその登録の基本的特性を抹消するか、適切に変更するか又は維持する。通告主管庁が３か月以内に回答しなかった場合において、無線通信局は、警告を発する。最初の警告から１か月以内に通告主管庁が回答しない場合、無線通信局は２回目の警告を発する。２回目の警告から１か月以内に回答しない場合、無線通信局による登録を抹消する措置は無線通信規則委員会の決定に従う。通告主管庁から回答がない場合又は通告主管庁が反対する場合、無線通信規則委員会が登録の抹消又は変更の決定を下すまで、その登録は無線通信局の審査において継続して考慮される。回答があった場合、無線通信局は、主管庁の回答から３か月以内に通告主管庁に対し無線通信局によって得られた結論を通知する。無線通信局が前述の３か月の期限を遵守できない場合は、通告主管庁に対し理由を付してその旨を通知する。通告主管庁と無線通信局の間で合意されなかった場合は、無線通信規則委員会が設定する期限内に無線通信局を通じて主管庁から提出される追加の補助文書を考慮することを含め、無線通信規則委員会が慎重に調査を行う。この規定の適用は、無線通信規則のその他の規定の適用を妨げない。

第16条　国際監視